

介護職員等処遇改善手当支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人河渡の郷福社会（以下「本会」という。）給与規則第19条に規定された処遇改善手当（以下「手当等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(手当等)

第2条 手当等は、厚生労働省が創設した介護職員等処遇改善加算制度（以下「処遇改善加算制度」という。）に定められた要件に基づき取得した加算額を、本会の対象となる職種に従事する職員に対し支給する。

(支給職員の範囲)

第3条 手当等の対象となる職員は、正職員、パート職員、嘱託職員とする。但し、非対象事業である居宅介護支援事業所の職員は支給の範囲外とする。

(加算額)

第4条 処遇改善加算制度で得られる加算額（以下「処遇改善加算額」という。）は加算を取得する対象期間において、月ごとのサービス提供によって得られる報酬単位数に厚生労働省がサービス別に定めた加算率を乗じ（一単位未満の端数四捨五入）、さらに一単位の単価を乗じて得られる額（一単位未満の端数切捨て）とする。

(処遇改善手当)

第5条 処遇改善加算額は加算対象期間における第3条で規定された対象職員の人件費の一部（法定福利費を含む）として基本給に優先して充当する。支給割合については別表1に基づく。（処遇改善手当A）

2 前項で充当した後の余剰分を、別表2に基づいて支給（処遇改善手当B）、また賞与時に支給する。

(処遇改善一時金)

第6条 処遇改善加算額は、第5条で配分した後それぞれ年度末に清算し、余剰する額については年度末一時金として支給する。

(常勤換算による配分差異)

第7条 手当等は、加算対象期間における勤務形態による差異を設けることとし、常勤職員の勤務時間を1.0とし、勤務時間から換算して支給算定する。

(支給日)

第8条 月々に支給する手当等は、給料または賃金に合わせて支給する。

2 処遇改善一時金は、当該年度分を翌年度5月末日に支給する。但し、その日が、土曜日、日曜日又は、休日にあたるときは、その前日に支給する。

3 処遇改善一時金は、当該年度の一時金支給日に在籍している者に支給する。

(在籍の限定)

第9条 処遇改善手当Bは、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(調整)

第10条 手当等は、年間に取得する加算額等を推計して支給するが、当該年度途中の不測の事態により収入が減額し、本要綱で規定された年度内の支給額を確保できないことが判明した場合は、その時点で年度内に支給する額を調整し見直すこととする。基本給は、年齢給、勤続給、職能給で構成される。

2 処遇改善一時金を支給後、なお最終の加算額等が確定した際に余剰額が発生した場合は、翌年度6月に支給される給料または賃金に合わせて支給する。

(その他)

第11条 この規程に定めのない事項については、別途協議する。

附則

この規程は令和6年6月1日より施行する。

この規程は令和6年10月1日より施行する（一部改訂）

別表1 第5条第一項

処遇改善 手当A	対象者	配分
	介護職員（正職員）	基本給の22%
	介護職員（パート職員）	基本給の22%
	専門職（正職員）	基本給の1.4%
	介護職以外（パート職員）	基本給の2%
	嘱託職員	基本給の2%
	管理者・部長職以上	基本給の2%

別表2 第5条第二項

処遇改善 手当B	対象者	支給額	
	介護職員 （正職員）	16,000円	
		（介護福祉士） + 2,000円	
		（勤続10年超） + 10,000円	
	介護職員 （パート職員）	基本給に含む	時給 80円
			（介護福祉士） + 時給10円
			（勤続10年超） + 時給60円
	専門職（正職員）	5,000円	
	専門職（パート職員）	基本給に含む	時給 50円
	その他のパート職員	基本給に含む	時給 50円
嘱託職員	2,000円		

※いずれも常勤職員の勤務時間を1.0とし、勤務時間から換算して支給算定する